

仕様書

1 件名

平成27年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業における研究課題の進行管理調査等に係る業務委託事業

2 事業の目的

「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」（以下「先端技術展開事業」という。）では、東日本大震災により被災した地域の復興を加速し、同地域を新たな食料生産地域として再生することを目的とし、産学官に蓄積されている多数の農林水産分野の先端技術を組合せ・最適化するための大規模な実証研究を行っている。

また、先端技術展開事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）や被災地域の復興計画等を踏まえて推進しており、毎年度の研究実施計画の決定に際し、復興の基本方針や被災県等の復興計画等に留意することや、研究成果を被災地域の関係者や国民各層に分かりやすく説明することなどを先端技術展開事業の実施要領に規定し、被災地域への速やかな研究成果の普及を促進することとしている。

このような状況を踏まえ、先端技術展開事業を効率的・効果的に運営するため、技術的な専門知識を有する外部専門家が、研究課題ごとに研究の進捗状況を把握・分析調査し、必要に応じた助言・指導等を行う業務を外部委託により実施する。

3 事業の内容

先端技術展開事業における研究課題の進行管理調査等に係る業務委託事業として、平成27年度に実施する研究課題（想定38課題）について、研究の進捗状況を把握・分析調査し、必要に応じた助言・指導等を行うため、総括プログラムオフィサー（農林水産技術会議事務局に所属し、各研究課題の進行管理を行う者で農林水産技術会議事務局長が指名した者。以下「総括PO」という。）をサポートする専門プログラムオフィサー（以下「専門PO」という。）を選定・配置するとともに、研究課題の進行管理調査等を効果的・効率的な手法及び実施体制をもって行う。

[具体的な実施事項]

(1) 専門POの配置（想定20名）

平成27年度に実施する研究課題の研究分野[※1]を踏まえ、研究課題の進捗状況の把握・分析調査、助言・指導等を行うことが可能で、総括POによる進行管理を支援するにふさわしい研究経歴等を有する者[※2]を調査の上、専門PO候補者として選定し、委託者の承認を得た上で、雇用契約を結び非常勤契約社員として雇用することや、専門PO候補者との請負契約又は謝金等の支出などによる業務委嘱の関係を構築するものとする。また、配置する専門POが大学・研究機関等に所属する場合は、所属する機関との調整を行った上で、配置するものとする。なお、原則、平成26年度に配置した専門POは引き続き配置することとし、専門POの氏名、所属等の情報は、6で閲覧できる。

※1 現在、実施している「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」の研究課題等の各種情報（研究実施県、研究分野、研究実施機関、研究

内容等)は、本事業のホームページに掲載している平成26年度研究課題一覧を御覧ください。

本事業のホームページ：

http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan_gijyutu.htm

※2 先端技術展開事業の研究課題を実施している大学、研究型独法、公設試験場、民間企業、団体(公益法人等)などの研究担当者ではないこと。

さらに、以下の条件になるべく複数当てはまる者を選定すること。

- ・自ら研究を実施した経験と相当の研究実績を有する者
- ・研究管理の経験を有する者

(2) 専門POの業務

専門POは、担当する研究課題について、責任をもって通年、研究の進捗状況の把握・分析調査等を行い、委託者、先端技術展開事業の研究課題を実施している研究代表者と連携を図りながら以下の業務を行う。

① 研究の進捗状況の把握・分析調査・情報収集・提供等

担当する研究課題に係る研究進捗状況等の把握・分析調査及び情報収集等を行い、総括POや研究実施機関に対して必要に応じた情報を提供する。

- ・各研究課題の研究全体計画及び毎年度決定する研究実施計画書の研究目標や研究内容等に基づき、本委託費で受託した者が提案した手法による研究の進捗状況の把握・分析調査を行う。
- ・各研究課題の進捗状況の把握・分析調査を行うため、必要に応じて現地調査(最低年4回)を実施する。
- ・研究進捗状況等について把握・分析調査した結果は、毎月、受託者に報告する。受託者は報告書を取りまとめ、翌月15日までに総括POに報告する。

② 研究実施機関への助言・指導等

- ・各研究課題について、総括POからの指示に基づく対応を行う。
- ・本事業の運営委員会[※3](最大6つの委員会を年2回開催予定)に出席し、研究実施機関に対して運営委員会からの改善方針及び助言等に基づく研究実施計画の改善点の指導を行うとともに、見直しの確認を行う。

※3 運営委員会とは、研究実施計画書案の策定等を行うために、農林水産省が開催する委員会のこと(主に東京都で開催)。

- ・各研究課題の研究推進会議[※4](年3回開催予定)及び打合せ等(最低年3回)に出席し、研究実施機関に対して助言・指導を行う。

※4 研究推進会議とは、先端技術展開事業の研究課題を実施している研究実施機関が開催する会議のこと(各県で開催)。

- ・各研究課題の運営委員会報告資料等に関する助言・指導を行う。
- ・研究実施機関が行う研究成果の取扱い及び公表等に関する助言・指導を行う。

③ その他

総括P Oをはじめとする委託者側の担当者と連絡調整を行う。

(3) 専門P Oの活動に係る人件費・旅費等

- ① 専門P Oが活動することにより生ずる人件費等について、受託者側の給与規程等に基づき支払う。
- ② 専門P Oが活動することにより生ずる旅費について、受託者側の旅費規程等に基づき支払う。
- ③ その他、専門P Oが活動することにより生じる諸経費について、専門P Oが負担することがないように、その実費等を支払う。

(4) 専門P Oの活動環境

- ① 場所の確保
専門P Oが必要に応じ会議及び打合せ等ができるように場所を確保する。
- ② 事務機器の利用
専門P Oが複写機及びパソコン等の事務機器を利用できるようにする。
- ③ その他の環境整備
専門P Oが効率的・効果的に業務を推進できるように、インターネット等の環境を整える。

(5) 専門P Oの管理

総括P Oと専門P Oとの円滑な連絡調整及び専門P Oの業務管理を行うため、受託者側に「専門P O管理者」を置く。

4 事業の実施期間

委託契約締結の日から平成28年3月28日(月)までとする。

5 調査結果の報告

実施結果について、取りまとめた報告書 2部

6 平成25年度の調査報告書等の閲覧

入札希望者から申出があれば、本事業に係る平成25年度の調査報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

- (1) 閲覧場所 農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課
(本館6階ドアNo. 本673)
- (2) 閲覧期間 入札公告期間中の午前10時～午後5時
(ただし、行政機関の休日を除く。)

7 その他

- (1) 入札参加者は、本仕様書のほか、「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」委託事業実施要領、「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」に係る委託事業評価実施要領及びこれまで実施した食料生産地域再生のための先端技術展開事業公募要領を熟知の上、入札を行う(各資料は、本事業のホームページに掲載)。
- (2) 本事業の実施に当たっては、受託者自ら一元的に管理・運営するとともに、必要に応じて再委託も可能とする。なお、再委託の際に、委託事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、再々委託は行わない。
- (3) 再委託は、委託費の限度額に占める再委託金額の割合が、原則として50パ

ーセント以内となるようにする。

- (4) 委託費の執行状況について、委託者が求めた場合、受託者は報告を行い、適切な執行に努める。
- (5) 委託者は、事業の目的を達成するために、受託者に対し、業務状況・進捗状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。
- (6) 受託者は、業務により知り得た個人情報及び研究データ等について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。また、業務で発生する全ての著作権を農林水産省に譲渡する。
- (7) 受託者は、事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務等が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要があるとき、委託者と協議の上、対応する。